

別表（第5条、第6条関係）

（令2告示50・一部改正）

補助対象経費	区分	補助金の額
開設に要する経費 （初年度のみ）	備品購入費（調理器具等）	1点10,000円以上の物品購入費で、事業の実施に最低限必要なものに限る。補助金の額は上限30,000円とし、かつ当該備品購入費の合計の実支出額と比較し、少ない方の額とする（1,000円未満切捨て）。
運営に要する経費 （5年のみ）	会場使用料、備品使用料、印刷製本費、保険料、消耗品（食器含む。）	補助対象経費にかかった費用の2分の1以内で、かつ上限50,000円とする（1,000円未満切捨て）。
	子どもに提供する食事 に要する経費	子どもに提供する食事1食につき200円以内（ただし、食事に要する経費の1食当たりの単価（端数切捨て）から子ども料金を除した額と200円を比較し、いずれか低い額）で、1回当たり20食を限度とし、かつ上限50,000円とする（1,000円未満切捨て）。